

転出

に関連するおもな手続き

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください		手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	マイナンバーカードをお持ちの方	転出先でマイナンバーカードの継続利用（住所変更）	マイナンバーカード		転出先の市区町村	
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	転出先で再申請が必要です				
	印鑑登録をしている方	転出予定日で自動的に登録廃止になります			1階1番窓口 (市民課)	

※各種保険証・受給者証等を転出日まで使う予定のある方は、転出後に郵送で返却いただくことも可能です

保険 年金	国民健康保険に加入している方	・国民健康保険の脱退 ・資格確認書の返却	資格確認書		1階2番窓口 (市民課)	
	→70歳から74歳までの方	・国民健康保険の脱退 ・資格確認書の返却	資格確認書			
	→修学のために転出する方		在学証明書			
	→住所地特例に該当する施設に転出する方	転出先で引き続き人吉市の資格確認書を使う手続き	在園証明書			
	各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 等			
海外に転出される方で国民年金に加入している方	資格喪失または任意加入手続き	受付窓口でご相談ください				

高 齢	75歳以上の方 または65歳以上で後期高齢者医療保険に加入している方	後期高齢者医療資格確認書等の返却	後期高齢者医療資格確認書等		1階6番窓口 (高齢者支援課)	
	→熊本県外へ転出する方	負担区分等証明書の受取 ※転出先へ提出してください				
	65歳以上の方	保険証の返却	介護保険証			
	→住所地特例に該当する施設に転出する方	※転出先でも人吉市の介護保険証をそのまま使ってください	介護保険証			
	各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返却	負担割合証 負担限度額認定証等			

障 がい	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	・受給者資格喪失届 または変更届	重度心身障害者医療費受給者証 (交付されている方)		1階8番窓口 (福祉課)	
	特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください			

こ ども	小学生・中学生のお子さんがある方	転校手続き	※学校から、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を受領し転出先へ提出		これまで通っていた 小・中学校	
	児童手当を受給している方 (0歳～高校生世代)	児童手当資格消滅届 ※公務員世帯の方は勤務先にお問い合わせください	転出先での申請遅れに注意してください		1階7番窓口 (子ども未来課)	
	子ども医療費受給者証をお持ちの方 (0歳～高校生世代)	受給者資格変更届または喪失届	子ども医療費受給者証			
	妊娠中の方	人吉市の妊婦健康診査受診票及び新生児聴覚検査票(受診票)は使えなくなりますので、転出先で手続きしてください	妊婦健康診査受診票 新生児聴覚検査票(受診票)		保健センター 0966-24-8010 ※本庁舎横別館	
	保育園に入園しているお子さんがある方	退園手続き				
	ひとり親家庭等に該当している方	児童扶養手当の住所変更 ひとり親家庭等医療費助成の資格変更届または喪失届	※受付窓口でご相談ください ひとり親家庭等医療費受給者証		1階7番窓口 (子ども未来課)	

税・料 金	上下水道の使用をやめる方	使用中止届	お電話・インターネット・市公式LINEでお手続きできます		2階2-7番窓口 (水道局お客様センター) 0966-22-5497	
	原付バイク・小型特殊を所有している方	廃車申告（軽自動車税）	※受付窓口でご相談ください		1階3番窓口 (税務課)	
	軽自動車を所有している方		※軽自動車協会でご相談ください		軽自動車協会 050-3816-1758	
	軽2輪（125cc超250cc以下）、自動2輪（250cc超）を所有している方		※熊本運輸支局でご相談ください		熊本運輸支局 050-5540-2086	
	人吉市に土地や家屋をお持ちの方	納税管理人のご相談			1階3番窓口 (税務課)	
	海外に転出される方	納税管理人のご相談				

税・料金

未納となっている税や料等のご相談	納付相談		1階4番窓口 (税務課)
------------------	------	--	-----------------

その他

防災ラジオの返却	防災ラジオ返還届	防災ラジオ (ACアダプター等含む)	3階3-8番窓口 (防災課)
市営住宅を退去する方	市営住宅退去の相談	※受付窓口でご相談ください	2階2-1番窓口 (住宅政策課)

Q こんなときはどうしたらいいの？ 転出届をしたけれど・・・

新しい住所に住み始めてから、14日以上経過してしまった。	→ 転出証明書は有効ですので、早急にお届けください。
転出届をした住所とは、違うところに住むことになった。	→ 転出証明書は、そのままでも有効です。 実際に住み始めた市区町村にお届けください。
転出届をしたあとに、引越しがとりやめになった。	→ 取消の手続きが必要です。 1階1番窓口(市民課)で早急に取消の手続きをしてください。

人吉市役所

〒868-8601
人吉市西間下町7番地1

市役所代表電話
0966-22-2111

開庁時間 午前 **8時30分** ~ 午後 **5時15分**
※木曜日のみ窓口業務を午後 **7時**まで延長
(土曜・日曜・祝日、12月29日~1月3日は閉庁します)

市公式HP →



市公式LINE →



人吉市

みんなが幸せを感じるまち。
ずっと住み続けたいまち。
ひとよし

手続きチェックシート 転出

他の市町村へ引越しされる方へ

転出届

- 転出することが決まってから実際に転出するまでの間に、あらかじめ届出が必要です
(転出するまでに届出ができなかった場合は転出後14日以内)

《届出に必要なもの》

- 国外に転出される方でお持ちの方は「マイナンバーカード」

住み始めてから **14日以内**に、
「転出証明書(またはマイナンバーカード、住基カード)」を持
参して新しい住所地の市区町村役場で転入届をしてください

関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証>

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険証(資格確認書)
- ・年金手帳※
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証等

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。